

常任委員会報告

12月10日の本会議において、各常任委員会に付託された議案審査は、慎重な審査の結果、全議案について可決した。

総務常任委員会 (12月14日)

質問 議案第86号小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、被保険者への影響は。

答弁 今回は所得が10万円高くなるため軽減判定額を33万円から43万円に改正するもので、軽減の範囲は変わらない。

質問 議案第96号令和2年度小城市一般会計補正予算第8号、財産売却収入で、里道等法定外公共物を売却する際は地区の同意を得た上での売却か。

答弁 地区の同意を得て用途廃止し売却している。
質問 一般寄付金について、誰からのどのような寄付金か。

答弁 佐賀銀行SDGs私募債から30万円、佐賀東信用組合のまち・ひと・しごと創生事業から6万3千円の寄付を受けている。

質問 市長選挙にかかる新型コロナウイルス対策としては予算額が少ないのでは。

答弁 コロナ対策として誘導や消毒等のための人員増と消毒液やマスク等の需用費を計上。当初予算で消耗品について計上しており今回は不足分を計上している。

質問 市有財産管理事業のPCB機器処分費について、この時期になった理由は。

答弁 2月末の県の立ち入り調査で発見されたもので、県と協議してからの処分となり当初では計上できず今回になった。



▲コロナ対策の消毒液

文教厚生常任委員会 (12月15日)

質問 議案第95号財産の取得について、GIGAスクール構想に伴うタブレットパソコンに関して、故障した場合の責任は。

答弁 保証期間があるので、その期間内は保証してもらおう。それ以外は教育総務課で修理をする。

質問 議案第96号令和2年度小城市一般会計補正予算(第8号)の介護給付費・訓練等給付費支給事業が3,900万円ほど増えている理由は。

答弁 主に日中に活動する放課後デイサービスが新型コロナウイルス感染防止対策により、自宅にいる時も連絡や状況確認などが可能になったため、利用者の利用日数が増えたことが理由である。

質問 放課後子ども教室事業が114万円の減額になる理由は。

答弁 各地区の育成会の協力・連携のもとに、子どもの居場所づくりとして事業を行っているが、コロナ禍で今後実施できないものもあると判断したためである。

質問 学校給食センター(仮称)改築事業の440万円の減額の理由は。

答弁 予定地造成積算業務について、想定よりも複雑ではなかったため職員が積算したことにより、90万円の減額、また、アドバイザリー業務の入札執行残として350万円の減額となった。



▲子どもたちに貸与される予定の学習者用端末

産業建設常任委員会 (12月16日)

質問 議案第92号産業展示館についてこれからどうするのが示されていないのに小城市産業展示館条例を廃止するのはか。

答弁 今後は、まちづくり団体等のイベント等に利用できるように、都市計画課所管にして、用途を変更していくため、所有者・使用者の変更を伴わない目的外使用で都市計画課が使用できるよう小城市駅前広場条例として一括して事業を進めたい。

質問 (歳出)小売店舗等復興応援券事業について、役務費で150万円減額の内容は。また、委託料480万円減額の内容は。

答弁 役務費については、郵送料の予算計上の際に、当初は、簡易書留を予定していたが、特定記録郵便で送付したため、1通あたり後納郵便料のほかに基本額320円が160円となるため、差額分の減額である。

委託料について は、金融機関に換金の委託をおこなっていた。券を送付して使用されなかった分について換金する必要がないことから委託料の減額となった。



▲牛津駅(小城市駅前広場条例として)